

◆料金の請求について

4月1日から、金沢エナジーが検針を行い、ガス料金を請求いたします。

(1) お客さま番号 (供給地点特定番号)

・お客さま番号は、令和4年4月1日以降もこれまでどおりです。

(2) 検針

・検針は、これまでと同様に毎月、金沢エナジーが委託した検針員により行われます。

(3) 3月検針分ガス料金の請求

◆納付書によるお支払い

・3月の検針は、企業局が行いますが、検針日によって請求方法などが「(表1) 検針日-納付書請求」のとおり、変更になります。

(表1) 検針日-納付書請求

3月検針日	納付書 発送予定日	企業局 納入期限	金沢エナジー 納入期限	請求者	上下水道料金請求※
① 1日～ 5日	3月10日	3月28日	—	企業局	ガス料金と一括
② 6日～10日	3月16日	3月31日	4月4日	企業局	ガス料金と分離
③11日～15日	3月22日	3月31日	4月6日	企業局	ガス料金と分離
④16日～20日	3月28日	3月31日	4月13日	企業局	ガス料金と分離
⑤21日～25日	4月1日	—	4月18日	金沢エナジー	—

※上下水道は隔月で検針しており、3月に検針のお客さまが対象となります。

・企業局は、ガス料金の収納を令和4年3月31日で終了します。

・上表の3月検針日②③④のお客さまの、企業局への納入期限は、令和4年3月31日までとなりますので、企業局の「納付書」でお支払いできる期間が短くなることをご了承ください。4月以降に改めて金沢エナジーから「払込票」が送付される予定です。お客さまのお支払い日に応じて、「納付書」又は「払込票」のいずれかでお支払いください。

・令和4年3月31日時点で、納入されていないガス料金につきましては、金沢エナジーへお支払いください。令和4年4月1日以降は、企業局の納付書はご使用にならないでください。

◆口座振替によるお支払い

- ・3月の検針は、企業局が行いますが、検針日によって請求方法などが「(表2) 検針日-口座振替」のとおり、変更になります。

(表2) 検針日-口座振替

3月検針日	口座振替日	請求者	上下水道料金振替※
① 1日～ 5日	3月16日	企業局	ガス料金と一括
② 6日～10日	3月28日	企業局	ガス料金と一括
③11日～15日	3月28日	企業局	ガス料金と一括
④16日～20日	4月6日	金沢エナジー	－
⑤21日～25日	4月6日	金沢エナジー	－

※上下水道は隔月で検針しており、3月に検針のお客さまが対象となります。

- ・企業局は、ガス料金の収納を令和4年3月31日で終了します。このため、振替日が令和4年4月1日以降(上表の3月検針日④⑤)のお客さまは、令和4年4月6日に金沢エナジーが振り替えます。

(4) 4月検針分ガス料金の請求

- ・4月検針分のガス料金の請求には、令和4年3月31日までの企業局分のガス料金が含まれます。
- ・同日を境に、ガス使用量を日数あん分し、各々の料金表に基づき計算したガス料金を合算してお客さまへ請求いたします。

【計算例】4月検針分(3月検針から4月検針までのガス使用量)の一般ガス料金の請求



○家庭用のお客さまの平均ガス使用量 [21m³/月 (30日間)] の場合

- ・企業局分使用日数 19日間
- ・金沢エナジー分使用日数 11日間
- ・企業局分使用量 $21\text{m}^3 \times (19\text{日}/30\text{日}) = 13\text{m}^3$ (1m³未満切り捨て)
- ・金沢エナジー分使用量 $21\text{m}^3 - 13\text{m}^3 = 8\text{m}^3$

○1ヵ月の使用量21m³から、それぞれの「料金表」を適用します。

○料金計算式

企業局分 = 基本料金_k × 19/30 + 従量料金単価_k × 使用量_k [円未満切り捨て]

金沢エナジー分 = 基本料金_e × 11/30 + 従量料金単価_e × 使用量_e [円未満切り捨て]

○ご請求額は、上記の算出額を合算した額に、消費税等相当額を加算した額になります。